

アジアにおける平和・安全保障体制の構築

稲 正樹

はじめに

世界人権宣言五〇周年と韓国の光州蜂起を記念して、人民の憲章としてのアジア人権憲章を宣言するための国際会議が一九九八年五月に光州で開かれ、そこで採択された文書として「アジア人権憲章」がある。この憲章は、香港の人権 NGO の「アジア人権委員会」(Asian Human Rights Commission) が中心となって、人権に関する民衆の文化を創造する試みの一部として起草されたものである。「アジア人権憲章」は、人権カタログの一つとして次のような内容の「平和への権利」を提唱している⁽¹⁾。

「すべての人は、いかなる種類の暴力の標的になることなく、身体的、知的、道徳的、精神的なすべての能力を十分に発達させることができるように、平和に生きる権利を有する。アジアの人民は戦争や国内紛争のために多大な困難と悲劇に苦しんできたが、それは多くの人々の死、身体の損傷、国内外での難民化、家族の破壊、そして一般的にいつて文明的で平和的な生存の将来の見通しの否定という事態を引き起こしてきた。国家と市民社会の両方が多くの国で高度に軍事化されており、そこではすべての問題が力によって解決され、市民は国軍と私兵の脅迫と恐怖に対して保護されていない。

法と秩序を維持する国家の義務は、人道法を含めた国際社会によって確立された規準に従って、武力行使に関する厳格な制限に基づいて履行されるべきである。すべての個人および集団は、警察と軍隊によって行われる暴力を含めてすべての形態の国家の暴力に対して保護を受ける権限を有する。

平和のうちに生存する権利は、国家、法人および市民社会の政治的、経済的、社会的活動がすべての人民のとりわけ傷つきやすい集団の安全を尊重すべきことを要求する。人民は、彼らが生きている自然環境に関する安全と、抑圧・搾取・暴力に訴えることなく社会において価値のあるすべてのものをそこなうことなく、彼らに必要な物と希望を満足させることを許す政治的、経済的、社会的な条件を確保されなければならない。

ファシストの侵略、植民地主義、新植民地主義との戦いにおいて、アジアの国家は、平和に生きる諸条件を自国の人民に作り出すことにおいて決定的な役割を果たした。この戦いにおいて、かつて、アジアの国家は国家の統合と覇権的な権力の不干渉の重要性を正当にも強調した。しかしながら、人民の権利の抑圧が外国投資を引きつけるための言い訳として正当化できない以上に、外国支配の脅威に対する国家の統合または国家の保護の要請は、今日では、人民に対して身体の安全と平和的な生存に対する権利を否定するための口実として用いることはできない。アジアの国家はまた、国際社会に対する自国民の個人的な安全の通報拒否を正当化することはできない。人々の平和に生きる権利は、国際社会に対して国家が責任をもってはじめて保障されるのである。

国際社会の諸国家は、アジアにおける戦争と市民社会の紛争に深く関わってきた。外国

の国家はアジアの諸集団を戦争代理人として用いており、武装集団と政府を国内紛争に従事させてきた。外国の国家は、武器の売却から莫大な利益を得てきた。武器に関する莫大な額の支出は、国の開発のまたは人民の福祉のためのプログラムから公共財政を逸脱させてきた。(しばしば外国の大国の) 軍事基地やその他の施設は、近隣住民の社会的、身体的な安全を脅かしている」。

このような「アジア人権憲章」が提唱する「平和への権利」を実質化するためには、アジアにおいて平和・安全保障体制を構築することが必要となる。そこで以下においては、わが国の軍縮と軍備撤廃の実行のプロセスと実績を示しつつ、周辺国際地域そして世界の全面・完全軍縮実現に向けてイニシャチブをとり促進するという日本国憲法の指し示している平和原則⁽²⁾に適合的な諸提案を紹介・検討する。

一 八〇年代の人権 NGO の提案

まず、一九八三年一二月にジャカルタで開かれた「アジア人権地域評議会」(Regional Council on Human Rights in Asia)の第一回総会で採択され、アセアン事務局に提出された「アセアンの人民と政府の基本義務に関する宣言」(Declaration of the Basic Duties of ASEAN Peoples and Governments)が注目される。八〇年代のアセアン諸国政府がおしなべて開発体制をとっていたこともあり、この宣言の掲げる理想主義を受け入れる現実条件は、当時存在していなかった。しかしながら、社会正義の実現を希求し、民衆を構造的暴力から解放して平和主義原則を確立することを試み、国家の発展の権利ではなく人民の発展の権利と自決権を強調したこの宣言の基本姿勢は、二一世紀のアジアにおける平和・安全保障体制構想の先駆例として、現在においても参照の価値がある(ただし、軍事的自衛権許容の点については留保)。

宣言は条文形式をとっており、「平和」に関する提案内容は次のとおりとなっている⁽³⁾。

(1) 平和のために積極的かつ持続的に努力することは、すべての政府とすべての人民の義務である。社会的不正義は国内外を問わずしばしば平和の破壊を導くので、国内と国際社会において社会正義を促進し、増大させることは政府の義務である。現在の状況からすると、すべての国は侵略からの防御に自ら備えをする権利を有するということを認めるが、にもかかわらず過度の軍事的支出を抑制することは政府の義務である。平時においては、軍事費は教育または保健のための費用を超過してはならない。

(2) アジアを平和と中立の地域に転換することは政府の義務である。特に、大国ブロックとの同盟を差し控えること、外国の大国との軍事的な関わり合いを排除すること、軍事的冒険を差し控えること、国土において外国の軍事基地と部隊を禁止すること、核兵器・生物化学兵器の開発・貯蔵または使用を抑制すること、外国の大国の武装艦船に領海とシー・レーンの使用を禁止することは政府の義務である。

(3) 一般的かつ完全な軍縮に向かって努力することは、同様にすべての政府とすべての人民の義務である。

二 東アジア（東北アジア）の平和構想

次に検討するのは、東アジア（東北アジア）⁽⁴⁾の平和構想である。この地域の平和と安定のためには二国間条約に頼るのではなく、それを（かつての仮想敵国も含む）地域安全保障機構に拡大・再編成しようという構想⁽⁵⁾から、朝鮮半島永世中立化を展望した「東北アジア共同の家」⁽⁶⁾など多彩な提案があるが、ここでは「東北アジア地域的集団安全保障機構」の提案と「アジア平和共同体構想」（その第一歩としての「東北アジア非核地帯条約構想」）を紹介したい。

「東北アジア地域的集団安全保障機構」について、井上正信は次のような提案をしている⁽⁷⁾。二〇〇〇年の南北サミット以来朝鮮半島は和解と平和統一に向っており、日本の安全保障政策に根本的再検討を迫っている。アジア諸国には、二〇世紀前半の日本の侵略と植民地支配に起因する日本への不信感・脅威論が根強く残っている一方で、二〇世紀後半の冷戦の遺産ともいべき分断、敵対関係も継続している。東北アジア地域では、米・中・ロの核兵器国が国益をからませながら、非核保有国の韓国と日本がアメリカの核の傘に入り、米・中・ロ・韓国・朝鮮民主主義人民共和国・日本がそれぞれ軍事同盟を中心にした二国関係を背景にして、パワーポリティクスを展開している。ここにはアセアン地域フォーラムのような緩やかな安全保障対話すら存在していない。このような中で日本が平和維持の鍵を握っている。朝鮮半島の和解・平和統一と台湾帰属問題の平和的解決は、日本の安全にとって重要問題である。

「共通の安全保障」に立った、日本と米・中・ロ・韓国・朝鮮民主主義人民共和国六カ国による地域的集団安全保障機構の設立が必要である。「共通の安全保障」とは、一九八二年のパルメ委員会報告書⁽⁸⁾がいうように、他国の犠牲において自国の国益や安全を図るのではなく、すべての国に安全への正当な権利があることを認めること、軍事力は国家間の紛争を解決するための正当な道具ではないこと、安全保障は軍事的優位によっては達成されないこと、軍縮と質的軍備競争の抑制が必要であること、安全保障と協力に関する地域会議、平和地帯、非核地帯など安全保障への地域的アプローチが国連の活動を補強することを意味する。

なぜ六カ国なのかについては、これら諸国の地政学的・歴史的関係、朝鮮半島問題をめぐる六カ国の関係、日・米・中の三角関係が台湾問題の決定的要素であること、日本とロ・中・韓との領土問題などからして、六カ国の協議を将来の地域的集団安全保障機構に発展させることができる。東北アジアの非核地帯もこの六カ国協議の中から構想することが可能であり、この機構の中に非核地帯委員会を作り、そこで非核地帯の検証、査察を行なう。

そして、朝鮮半島の和解、平和統一プロセスとわが国の反核運動による核廃絶と東北アジア非核兵器地帯（NWFZ-NEA）創設運動に、その「実現可能性」を見いだしている。

同様な提案として、日本国際法律家協会、ベトナム法律家協会、インド民主法律家協会、パキスタン法律家協会が主宰し、二〇〇一年一〇月にハノイで開催された「第三回アジア太平洋法律家会議」における池田眞規の問題提起がある⁽⁹⁾。すなわち、池田眞規は次のように指摘する。

アジアに生活する私たちは、過去長年にわたり私たちの先祖たちが受けた言語に絶する戦争の惨禍を、再び繰り返すことを絶対に阻止しなければならない。そのためには東アジ

アの平和と安全が「武力によらない方法で」安定的・恒久的に保障されるような各国間の友好関係を意図的につくり出さねばならない。それはアジアの諸国がそれぞれの「平和と安全」を、武力によらない「対話による外交」で解決する方式を探究することである。そのためには、非同盟運動に参加しているアジアの大半の諸国（中国はオブザーバーとして参加）に日本と韓国が参加した全アジアの諸国による集団安全保障共同体（平和共同体）をつくる必要がある。

この共同体の共通の目標は、非核、軍縮、紛争の武力によらない平和的解決、経済的・技術的相互援助、各国人民の貧困の克服・生活水準の向上である。これは「武力による紛争解決を否定する」日本国憲法の理念に基づく構想でもある。アジアの人民は植民地支配を終わらせた力をもっているし、また解放運動に介入してきた大国と戦って勝利した経験をもっている。アジアの人民が「戦争も核兵器もない、武力によらない安全保障」という共通の目的を共有して行動するならば、その実現は可能である。

そして、「アジア平和共同体」の実現の第一歩として、「東北アジア非核地帯条約構想」を提案する。この条約の当事国は朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国、日本の三カ国である。これら三国は、条約により、非核地帯の内外を問わずまた領域内において、核兵器の開発、製造、取得、保有、管理の取得、配置、輸送、実験、使用、威嚇をすることを禁止される。この条約の付属議定書は、核保有国の署名のために解放され、議定書に署名した核保有国は、右の条約当事国に対し核兵器の使用または威嚇を行なわず、また非核地帯内において核兵器の使用または威嚇を行なわないことが義務づけられる。

この条約が成立するには、条約当事国の信頼関係が不可欠であり、それは同時に前述した平和共同体の実現に必要な要件である。ところが東北アジア非核地帯条約の場合に克服しなければならない障害がある。それは、日本と韓国が、国の安全を米国の核抑止力に依存していることである。しかしながら、核兵器の廃絶は、すでに国連総会の圧倒的多数意見であり、世界の世論として定着し、核保有国は孤立している。もはや核保有国が非核地帯条約に反対する正当性を主張することは困難である。アジアの人民は多くの障害に対し勝利をしてきた力を持っており、状況は私たちに有利であると述べている。

さらに、次のような河内謙策による「平和の戦略」の提案も注目される⁽¹⁰⁾。すなわち、二一世紀は人類が滅亡するか生き延びるかが決まる世紀である。人類は生産力を縮小するなどの「新しい地球文明」を創造しない限り滅亡する。その「新しい地球文明」の内容の一部が諸民族・諸人民間の共生と連帯である。アジアの地に平和的生存権・憲法九条に基づき諸民族・諸人民間の共生と連帯をつくり上げることは、アジアが人類の希望の地になることを意味する。

日本の法律家と市民は、東アジアの法律家・市民に対し「東アジア平和条約」を提唱すべきであり、将来的な展望としては「東北アジア平和保障機構」「アジア連邦（東アジア・太平洋連邦）」の結成を目指すべきことを主張すべきである。平和条約の内容では、東アジア人民の平和的生存権の確認と東アジア諸国間の一切の国際紛争において、武力による威嚇または武力の行使をしないことの確認を行なう。当面の運動としては、日本国内での討論、諸団体の調整、平和条約案の起草の試み、外国の諸団体・個人との調整を経て、諸国の元首に対する署名運動を開始する。条約の理論的基礎は平和的生存権である。

三 東北アジア非核地帯の提案

東北アジア非核地帯構想については、梅林宏道の具体的な提案が参照されるべきである⁽¹¹⁾。梅林宏道は、東北アジアにおいて非核地帯が現実的な非軍事的安全保障の出発点となりうるとして、東北アジアの非核国である韓国、朝鮮民主主義人民共和国、日本の三か国、あるいはそれにモンゴルを加えた四か国が非核地帯条約を締結し、周辺の三つの核兵器保有国である米国、ロシア、中国が消極的安全の保証などを含む非核地帯尊重の議定書に参加するという構想（スリー・プラス・スリー案）を提起している。

現存の非核地帯条約⁽¹²⁾（トラテロルコ条約、ラロトンガ条約、バンコク条約、ペリンダバ条約）が共通して持っている要件は次の三点であり、東北アジア非核地帯も最低限この三要件を満たさなければならない。

(1) 地帯内での核兵器の開発、実験、製造、生産、取得、所有、貯蔵、輸送（陸地、内水）、配備などの禁止（核兵器の不拡散と不配備）。

(2) 地帯内への核兵器による攻撃や攻撃の威嚇の禁止（消極的安全の保証）。

(3) 条約順守のための機構の設置（検証と協議の制度）。

スリー・プラス・スリー案は、中心となる三ヶ国がすでに公言している政策に立脚することができる利点をもっている。つまり、南北朝鮮の間では一九九一年一二月に署名され翌年一月二〇日に批准書が交換された「朝鮮半島の非核化共同宣言」があり、「核兵器の実験、製作、製造、受領、所有、貯蔵、配備、および使用をしない」こと、「原子力エネルギーを平和目的にのみ利用する」ことを約束した。複雑な経緯をたどりながらもこの宣言は今も生きている⁽¹³⁾。一方、日本は、核兵器を作らず、持たず、持ち込ませずという非核三原則をもっており、一九五五年の原子力基本法は原子力の軍事利用を禁じている。

東北アジア非核地帯は上記の三要件を備えることによって、次の諸点において地域の信頼醸成と緊張緩和に貢献する。

(1) 朝鮮半島から見たときに、日本の核兵器開発疑惑を、非核地帯条約が当然に備えるべき検証制度の下で確かめることができる。日本から見たときに、朝鮮民主主義人民共和国の核開発疑惑を同じように検証できる。このことによって、疑心暗鬼から増幅される日本の核武装論や韓国の「核主権論」を未然に防止できる。

(2) 日本政府が、軍拡の論拠として表明する中国に対する不信感、なかでも中国の核政策の要点である「非核国には無条件に核攻撃をしない」という安全の保証を、法的拘束力のあるものにすることができる。ロシアに対しても同様である。朝鮮民主主義人民共和国からすれば、一九九四年の米朝枠組み合意の中で約束されている「核兵器による威嚇も使用も行わない」という米国の約束に、法的拘束力をもたせることができる。これらは、いっそうの軍縮に向かうための基礎となる。

(3) 化学兵器や生物兵器の禁止は、非核地帯の直接の要件ではないが、非核地帯作りに合意するならば、自然に協議されるべき事項となる。生物・化学兵器に関しては、すでにそれらを禁止する国際条約が存在しているため、国際条約遵守の問題として議論されることになる。このような協議の機会が与えられることは、非核地帯のもたらす大きな恩恵の

一つである。

(4) 一般的にあって、非核地帯条約で設置される条約実行機関は、核兵器問題を端緒としながらも、広範な安保問題を俎上にのせる場になることが期待される。日本の植民地支配と謝罪なき戦後が生み出している根の深い不信が、将来の不幸な争いに発展しないような透明性の高い協議の場がどこかに確保される必要があるが、条約実行機関はそのような協議の場作りの端緒となる。旧態依然たる米軍依存の安保構造から、主体的な新しい協調的地域安全保障への出発点となる。

おわりに

筆者はかつて、「アジア太平洋地域の人権憲章」の基本原則の一つとして、次のような規定を提案したことがある⁽¹⁴⁾。

【平和主義原則】「アジア・太平洋地域の諸国民は、恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する。アジア・太平洋地域の政府は、諸国民の平和のうちに生存する権利を厳格に尊重し、この地域全体を平和と中立の地域に転換するように努力しなければならない。各国政府は、近隣諸国及び世界の他の国々と平和的に共存する政策を追求する。各国政府は、武力に訴えたり武力行使の威嚇を行わず、他国を侵略せず、他国の内政に干渉せず、国際紛争を平和的に解決し、相互の利益を尊重する。各国政府は、国連憲章、世界人権宣言及びその他の確立した国際法原則及び規範を尊重しかつ遵守する。各国政府は、全面的かつ完全な軍縮をめざして努力する。核兵器、生物・化学兵器の開発・製造・使用・貯蔵及び実験は絶対的に禁止される。同様に、自国領土内における外国の軍事基地の設置及び軍隊の駐留も禁止される」。

問題は、この種の平和原則を現実に実現するための道筋をいったいどのようにして切り開いていくのかという運動の展望である。ここでは、アセアン地域フォーラム（ARF）の民主化、東アジアにおける市民社会の形成とともに、国際平和旅団などの経験を下敷きにして、ハーグ平和アピール会議を契機にして出発した「非暴力平和隊」⁽¹⁵⁾の活動に注目すべきことを、最後に指摘しておきたい⁽¹⁶⁾。

- (1) Varennes, Fernand de Varennes (ed.), *Asia-Pacific Human Rights Documents and Resources Vol.1*, The Hague: Martinus Nijhoff Publishers, 1998, pp. 133-147; *Asia-Pacific Journal on Human Rights and the Law*, Vol. 1 Issue 1, pp. 126-143; http://www.ahrchk.net/charter/final_content.html
- (2) 深瀬忠一・杉原泰雄・樋口陽一・浦田賢治編『恒久世界平和のために-日本国憲法からの提言』(勁草書房、一九九八年) 一八頁の指摘。
- (3) Edmundo Garcia (ed.), *Human Rights Reader: Towards a Just and Humane Society*, Manila: National Book Store, 1990, pp. 378-389; Varennes, *supra* note 1 at 170-181.
- (4) 「東アジア」とは台湾を含む中国、朝鮮半島、日本を指す言葉として使われてきており、狭義の「東アジア」はこれらの地域（+モンゴル）を指す。最近では、狭義の「東アジア」を「東北アジア」「北東アジア」と称する場合も多いが、ここでは用語を「東北アジア」に統一した。なお、狭義の東アジア、アセアン諸国、旧インドシナ諸国をすべて含む地域として、「東

- アジア」の語を用いる場合もある（大沼保昭編著『東亜の構想-二一世紀東アジアの規範秩序を求めて』筑摩書房、二〇〇〇年、一七頁註（3）参照）。
- (5) 高原明生・藤原帰一・李鍾元「東アジアの平和構想」世界六八八号（二〇〇一年）六三頁。
 - (6) 姜尚中『東北アジア共同の家をめざして』（平凡社、二〇〇一年）。
 - (7) 井上正信「北東アジア地域的集団安全保障機構の提案（要旨）」（日本国際法律家協会シンポジウム「二一世紀の憲法と東アジアの平和を考える」二〇〇一年三月一七日）、同「北東アジア：地域的安全保障機構の提案」国際反核法律家協会（IALANA）広島会議国際シンポジウム「東アジアにおける平和の創造」、二〇〇一年八月四日 <http://hccweb1.bai.ne.jp/hankaku/c2001-11alana-hiroshima.htm>
 - (8) パルメ委員会報告書、森治樹（監訳）『共通の安全保障-核軍縮への道標』（日本放送出版協会、一九八二年）。
 - (9) 池田眞規「アジア平和共同体構想について-その第一歩としての東北アジア非核地帯条約構想の提起」INTERJURIST 一三五号（二〇〇一年）、三一-三四頁。
 - (10) 河内謙策「私たちの『平和の戦略』」日本国際法律家協会シンポジウム「二一世紀の憲法と東アジアの平和を考える」二〇〇一年三月一七日。
 - (11) 梅林宏道「現存する非核地帯と東北アジア非核地帯」核兵器・核実験モニター一三三号（二〇〇一年）、同『在日米軍』岩波新書（二〇〇二年）二三二-二三六頁。
 - (12) 『非核兵器地帯の包括的研究-とくにアジア・大太平洋地域との関連において』（日本国際問題研究所、一九九七年）参照。
 - (13) 山内敏弘も、「東北アジア非核地帯条約構想では、日本と朝鮮半島を非核地帯にすることが主たる内容となる。そうすることで、東北アジアをめぐる緊張状態を打開し、平和的な安定を構築することが企図されている。問題は、韓国と北朝鮮がそのような条約に加入するかどうかであるが、韓国と北朝鮮の間ではすでに一九九一年に『朝鮮半島の非核化共同宣言』が出されている。これは単なる宣言であり、法的拘束力をもつものではないにしても、これに日本が加わることによって法的拘束力をもった条約にすることは、決して不可能な話ではない」という。山内敏弘「東北アジア非核地帯条約の締結に向けて」同編『日米新ガイドラインと周辺事態法-いま『平和』の構築への選択を問い直す』（法律文化社、一九九九年）二四三頁以下。
 - (14) 拙稿「アジア・太平洋地域の人権憲章構想」註（2）前掲書一〇一三頁以下所収。
 - (15) <http://www.jca.apc.org/~nvpf/nonviolent02.htm> によれば、非暴力平和隊（Nonviolent Peace Force）とは、常設の国際非暴力平和隊を組織し、訓練することを進めている国際的プロジェクトである。非暴力平和隊は、紛争地域に派遣されて、殺戮と破壊を防止し人権を保護することによって、現地のグループが非暴力的に取り組み、対話により、平和的解決を追求できる環境をつくり出す。
 - (16) 君島東彦「日本国憲法の平和構想-理念型と二十一世紀的適用」法と民主主義三五六号（二〇〇一年）、四二頁以下参照。